

《 幼児教育の無償化について 》

◎10月1日より幼児教育の無償化が始まります。つきましては概要についてお知らせします。

○無償化の対象と利用料（保育料）について

・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間です。

※幼稚園（1号認定）については満3歳から無償化となりますので、当園の満3歳児は無償化の対象になります。

・年収360万円未満相当の世帯の子どもについては給食費のうち副食費が免除となる場合があります。

〔 施設設備充実費、冷暖房費、特別活動費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担となります。（詳細は4月に配布した新年度のお知らせのプリントを参照） 〕

○幼稚園の預かり保育を利用する子どもの預かり保育の無償化の対象者と利用料について

・無償化の対象となるには、日光市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。園を通して認定申請書を市に提出し、認定を受けます。

※「保育の必要性の認定」については、就学・出産・病気・けが・看護・介護等の要件があります。

※満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみ対象となります。

・利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で無償化されます。

◎保育料無償化については「日光市広報8月号」に掲載されておりますのでご覧ください。

また、ご不明な点は日光市子育て支援課・子育て環境係（TEL. 0288-21-5186）にお問い合わせください。

尚、日光市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

今市幼稚園